



彩の国  埼玉県



1 届出の対象

埼玉県内の1,000㎡以上の敷地において、建築基準法第6条第1項の確認、又は同法第18条第2項の通知を要する建築(新築、増築、改築及び移転)を行う場合は、建築確認の申請前又は建築計画の通知前に緑化計画届出書を所管の環境管理事務所に提出してください。

ただし、①従前建築面積の1.2倍を超えない増築又は改築
②自己の居住の用に供する住宅の建築
③建築基準法第85条第6項による仮設建築物の建築
④その他、知事が届出を要しないと認める建築は、除きます。

また、次の区域は届出の対象外です。

- 工場立地法第6条第1項の特定工場の敷地の区域
- 都市緑地法第34条第1項の緑化地域(現在、県内に指定されている地域はありません。)
- 都市緑地法第39条第2項の地区計画等緑化率条例により、緑化率の最低限度が定められた区域
- さいたま市の全域(市の条例が適用されます。)

次の区域は、敷地面積が3,000㎡未満の場合のみ県条例の対象外となり、各市の条例が適用されます。

川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市、八潮市、三郷市、吉川市、ふじみ野市の全域

※届出対象外の区域の緑化に関する様式や基準等については、各市町村の担当部署にお問い合わせください。



2 手続の流れ

オンラインでも手続きできます

▶ 事業者申請ポータル
<https://saitamapref.service-now.com/csm>



事前相談

敷地がある市町村を所管する環境管理事務所(連絡先は「相談・届出先」を参照してください。)に連絡のうえ事前に相談してください。

緑化計画届出書の提出

- 紙による手続の場合、正本・副本各1部を提出してください。
- 届出は条例で義務付けられています。
- 建築確認申請又は建築計画の通知前に提出してください。

緑化基準達成項目の通知 及び適合認定

緑化工事着手

緑化計画変更届出書の提出

- 次の事項の変更を行う場合は、変更届出が条例で義務付けられています。
- 緑化計画届出書を提出した環境管理事務所に相談してください。
- ① 届出をした者の氏名又は住所(所在地)
- ② 敷地面積又は接道部の長さ
- ③ 緑化計画の適合・不適合の認定に影響を及ぼす事項

緑化工事完了

緑化完了報告書の提出

- 報告は条例で義務付けられています。
- 緑化工事完了後、速やかに提出してください。

完了時に上記①、②、③以外の軽微な変更が生じた場合は、変更箇所を明示して報告書を提出してください。

適合認定施設を県HPで公開

この制度に基づき創出した緑地は、適切な維持管理に努める義務があります。(条例第31条)

3 緑化基準

※基準等の詳細については、下記を参照のうえ、不明な点は各環境管理事務所へお問い合わせください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/ryokukakeikakusyo.html>



	緑化計画届出制度 (3,000㎡以上)	小規模緑化計画届出制度 (1,000㎡以上3,000㎡未満)
緑化基準	緑化基準1～緑化基準3に掲げる 3つの基準をすべて満たしてください。	緑化基準1～緑化基準3に掲げる3つの基準を 目標に、できる限りの緑化に努めてください。

緑化基準1 緑化を要する面積

敷地における緑化を要する面積は、次により算定し、この面積以上の緑化面積を確保してください。

区域	緑化を要する面積
用途地域が定められている区域	$\text{敷地面積} \times (1 - \text{建蔽率}) \times 0.5$ (例: 敷地面積4,000㎡で建蔽率60%の場合は、800㎡が緑化を要する面積となります。)
その他の区域	$\text{敷地面積} \times 0.25$ (例: 敷地面積4,000㎡の場合は、1,000㎡が緑化を要する面積となります。)

(注1): 建築基準法第53条第3項に規定される耐火建築物、角地による緩和が適用される場合は、それも含まれます。

(注2): その他の区域でも都市計画法第12条の5第1項第2号の規定により地区計画が定められている区域は、用途地域が定められている区域とみなします。

(注3): 消防法その他の法令により緑化を行うことができない区域が存する場合は、その区域の面積を敷地面積から控除して緑化を要する面積を算定することができます。ただし、あくまでも緑化を要する面積の算定にあたって敷地面積から控除するものであり、届出の対象を判断するために敷地面積から控除するものではないことに注意してください。

緑化基準2 接道部の緑化

接道部(敷地境界線のうち道路に接する部分)においては、次により算定される長さのうち、どちらか短いほう以上の長さを緑化してください。

$$\text{緑化を要する接道部の長さ} = \begin{matrix} \text{接道部の長さ} \times 0.5 \\ \text{又は} \\ \text{接道部の長さ} - \text{出入口の長さ} \end{matrix}$$

(※出入口の長さは適正かつ合理的な長さに限ります。)

(注1): 消防法その他の法令により緑化を行うことができない長さは控除できます。

緑化基準3 高木植栽本数

地上部における樹木の植栽は、樹木の植栽により緑化を行う緑化面積20㎡あたりに成木時の高さ(植栽時の高さではありません。)が2.5m以上となる樹木が1本以上となるような密度で植栽してください。

$$\text{成木の高さが2.5m以上となる樹木の本数} \geq \text{樹木による緑化面積(地上部)} / 20\text{㎡}$$

4 緑化面積の算出方法

緑化は樹木による緑化方法を基本としますが、その他の植物による緑化も認められます。また、地上部以外でも建築物上の屋上緑化や壁面緑化も認められます。

緑化面積については、次の方法により算定した合計となります。

《緑化面積の算定》 緑化の手法ごとに次により緑化面積を算定してください。
なお、樹高は植栽時の高さです。

①樹木(地上部及び建築物上)

$$\begin{aligned} \text{緑化面積} &= A \leq 18B + 10C + 4D + E \text{ の場合 : } A \\ &= A > 18B + 10C + 4D + E \text{ の場合 : } 18B + 10C + 4D + E \end{aligned}$$

A: 樹木により緑化を行う部分の植栽面積(土壌基盤等の区域の面積)

(敷地内においてAの区域を樹冠部分がはみ出している場合には、はみ出している樹冠部分の面積をAの植栽面積に含めることができます。)

B: 樹高4.0m以上の樹木本数

C: 樹高2.5m以上4.0m未満の樹木本数

D: 樹高1.0m以上2.5m未満の樹木本数

E: 樹高1.0m未満の樹木本数

②芝、コケその他の地被植物又は 多肉植物(地上部及び建築物上)

$$\begin{aligned} \text{緑化面積} &= \text{植栽面積} \quad \text{ただし、地上部の場合は} \\ &\quad \text{植栽面積} \times 0.9 \\ &\quad \text{その水平投影面が①樹木の植栽により算定した} \\ &\quad \text{水平投影面と重複する部分を除きます。} \end{aligned}$$

③草花その他これに類する植物 (地上部及び建築物上)

(注)花壇等を設置して長期間維持管理を行うものに限りです。

$$\begin{aligned} \text{緑化面積} &= \text{植栽面積} \quad \text{ただし、地上部の場合は} \\ &\quad \text{植栽面積} \times 0.9 \end{aligned}$$

その水平投影面が①樹木の植栽又は②芝、コケその他の地被植物若しくは
多肉植物の植栽により算定した水平投影面と重複する部分を除きます。

ただし、算定できる面積は、①樹木の植栽により
算定した面積の1/4を超えない範囲内とします。

④ツル植物(壁面の緑化に限る。)

建築物の外壁上に緑化のための補助資材が整備されている場合

$$\text{緑化面積} = \text{補助資材で覆われている面積}$$

その他の場合(敷地境界ブロック、フェンス等を含む。)

$$\text{緑化面積} = \text{壁面の直立部分の水平投影面の長さ} \times 1 \text{ m (高さの限度)}$$

⑤太陽光発電装置を設置している場合の取扱い

太陽光発電装置のパネル等に係る水平投影面積(①～④により算定した水平投影面と重複する部分を除く。)を緑化面積に算入することができます。

ただし、当該計画において上記①～④に基づき算定した緑化面積の1/4を超えない範囲内とします。

+

①樹木の植栽により算定した樹木と重複することができます。

⑥生け垣(接道部に限る。)

$$\text{緑化面積} = \text{生け垣の樹高(1m以上)} \times \text{生け垣の延長}$$

道路との間に遮蔽物がある場合は、樹高からその高さを除きます。(除いた後の高さが1m未満の場合は算定できません。)

⑦樹高4m以上の樹木による緑化

$$\text{緑化面積} = \text{樹高の6割を直径とする円面積}$$

⑥生け垣として算定した樹木は除きます。

各種届出・相談先

敷地の所在地の区域を所管する県の環境管理事務所へご相談ください。緑化計画届出書等のご提出先も、同環境管理事務所になります。なお、以下の場合については各市役所の担当部署にお問い合わせください。

- さいたま市で建築行為を行う場合。
- 次の市で建築行為を行う場合かつ、敷地面積が 3,000 m²未満となる場合。
川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市、八潮市、三郷市、吉川市、ふじみ野市



1	埼玉県中央環境管理事務所 地域環境担当	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5（浦和合同庁舎 3 階） Tel.048-822-5199 Fax.048-822-5139
2	埼玉県西部環境管理事務所 地域環境担当	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17（ウェスタ川越公共施設棟 4 階） Tel.049-244-1250 Fax.049-246-7885
3	埼玉県東松山環境管理事務所 地域環境担当	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1（東松山地方庁舎 2 階） Tel.0493-23-4050 Fax.0493-23-4114
4	埼玉県秩父環境管理事務所 自然環境担当	〒368-0042 秩父市東町 29-20（秩父地方庁舎 2 階） Tel.0494-23-1511 Fax.0494-23-6679
5	埼玉県北部環境管理事務所 地域環境担当	〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1（熊谷地方庁舎 3 階） Tel.048-523-2800 Fax.048-526-3949
6	埼玉県越谷環境管理事務所 地域環境担当	〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82（越谷合同庁舎 3 階） Tel.048-966-2311 Fax.048-966-5600
7	埼玉県東部環境管理事務所 地域環境担当	〒345-0025 北葛飾郡杉戸町清地 5-4-10 Tel.0480-34-4011 Fax.0480-34-4785



県WEBページ

◀ 「優良緑化計画」認定状況もこちらからご覧ください。

緑化計画届出制度により県に届出のあった緑化計画の中から、他の模範となる緑化を行い、維持管理が良好なものを「優良緑化計画」として認定しています。また、特に優れた計画については、「彩の国みどりの優秀プラン賞」として表彰を行っています。



埼玉県環境部みどり自然課

令和7年3月発行

〒339-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

a3140-13@pref.saitama.lg.jp



さいたまっち・コバトン